

お知らせ

**自動車税の納期限は
5月31日(金)です**

問栃木県税事務所

☎02882(23)3411

自動車税の納期限は5月31日(金)です。納期内に収めましょう。金融機関、郵便局、コンビニエンスストアでの納付、預金口座からの振替納付の他、インターネットによるクレジットカード納付、ペイジー納付もできます。

心身障がい者の方に対しては、障がいの程度など、一定の要件のもとに減免制度があります。詳しいことは栃木県税事務所へお問い合わせください。

**2019年度
町税等の納期・納付方法**
問税務課 ☎(57)4124

納付のしかた

- ①現金で納められる方
届いた納付書で、次の納付場所において納めてください。
 - ②口座振替を依頼されている方
指定された金融機関口座から納期日に振替になります。
- ※納期日以外では振替になりません。
納期日までに残高を確認ください。

納付場所

- 役場会計課
- 指定金融機関(足利銀行本支店)
- 収納代理金融機関

(みずほ銀行本支店、常陽銀行本支店、栃木銀行本支店、足利小山信用金庫本支店、小山農業協同組合本支店)

- ゆうちょ銀行・郵便局

(関東各都県と山梨県内のゆうちょ銀行・郵便局)

- 納付書に記載されているコンビニエンスストア

❖特別徴収事業者の皆様へ

町県民税の給与特別徴収の納期は、給与を支払った月の翌月10日です。

地籍調査事業を実施します

問産業課

☎(57)4241

❖地籍調査とは？

1筆ごとの土地について、所有者・地番・地目・地積を調査し、近代的な方法で測量を行い、その結果を地図及び簿冊にすることを地籍調査といいます。その後、法務局で公図や土地登記簿を修正していきます。

❖どうして地籍調査をするの？

現在、法務局に備え付けられている公図や土地登記簿は、明治時代に作られたものが多く、お隣同士の境界トラブルや公共事業が進められないなどの原因になっています。これらの問題を解消するために、正確な地図を作成し記録する必要があります。

❖地籍調査を実施するとどんな効果があるの？

- ①土地境界をめぐるトラブルの未然防止
 - ②土地取引の円滑化
 - ③公共事業の効率化
 - ④災害復旧の迅速化
 - ⑤課税の適正化
- 調査区域内に土地をお持ちの

方には、境界確認として立会いをしていただくこととなります。調査に伴う町民の皆さまの費用負担はありません。皆さまのご理解とご協力を願います。

※調査に伴い土地の所有者・関係者への事業説明会を開催し、10月中旬～11月下旬に境界確認の立会いを予定しています。

❖地籍調査実施区域

大字若林の一部

